

## 1 契約概要

- (1) 名称：わかやまし暮らしのページ協働発行业務
- (2) 目的：市民の暮らしに役立つ情報の提供を目的として、市役所の窓口業務等の行政情報と地域情報を加えた市民向け情報誌「わかやまし暮らしのページ（以下「暮らしのページ」という。）」を、和歌山市（以下「市」という。）と民間事業者等（以下「協働発行业務者」という。）が協働で発行する。
- (3) 契約内容：暮らしのページ協働発行业務
  - ア 原稿の作成  
市は、行政情報等を協働発行业務者に提供し、これに基づき協働発行业務者が編集するものとする。
  - イ 広告  
暮らしのページに掲載する広告は、協働発行业務者が募集するものとする。また、掲載にあたっては、「和歌山市広告の掲載等に関する要綱」を遵守しなければならない。
  - ウ 配布  
協働発行业務者は、発行した暮らしのページを市内の全世帯に配布することにより納入にかえるものとし、残部は市が指定する場所に納入するものとする。また、協働発行业務者は、暮らしのページの電子データをPDFファイル等により市に納入するものとする。  
※ 詳細は別紙「わかやまし暮らしのページ協働発行业務仕様書」のとおり
- (4) 契約期間：契約締結日 令和7年10月上旬から令和11年6月30日まで（予定）

## 2 費用の負担

暮らしのページの編集、発行及び配布に係る費用は、協働発行业務者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

## 3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であることとする。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
  - イ 破産者で復権を得ない者であること。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。
  - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
  - ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
  - イ 消費税及び地方消費税
  - ウ 所得税又は法人税
- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1

日制定)に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成20年6月1日制定)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)を受けた者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (6) 和歌山市契約規則(平成15年規則第83号)の規定による競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (7) 和歌山市内に営業所(本社・本店又は支社・支店)があること。
- (8) その他、市及びその他の機関との協議に柔軟、真摯に対応できること。

#### 4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

##### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書

イ 参加資格の(2)に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税(完納)証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その3の3を、個人にあつては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

(2) 提出期限 令和7年8月6日(水)17時00分まで(必着)

(3) 提出場所 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市 市長公室 企画政策部 広報広聴課

TEL: 073-435-1009

FAX: 073-431-2931

メールアドレス: koho@city.wakayama.lg.jp (質問のみ受付)

(4) 提出方法 持参するものとし、郵便、信書便または電送によるものは受け付けない。

#### 5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日: 令和7年8月8日(金)

#### 6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間：令和7年8月19日（火）17時00分まで（必着）
- (2) 質問方法：電子メールで広報広聴課まで送信のこと。
- (3) 質問先：4（3）に同じ。
- (4) 回答方法：質問者に対して電子メールにより回答するとともに、和歌山市ホームページにより公表する。なお、質問に対する回答は、本要領を補足するものとする。

## 7 企画提案書の提出

- (1) 提出書類（原本1部、副本6部）※クリップ止めとし、原本は押印すること。  
※企画提案書は、A4版10ページ以内（表紙を含む。）とし、市が提示する「わかやまし暮らしのページ協働発行业務仕様書」（別紙）に沿い、次の事項を必ず明記するほか、必要に応じて資料を添付すること。
  - ア 行政情報を含む全体構成
  - イ 表紙デザイン
  - ウ 行政情報部分及び広告部分のレイアウト見本
  - エ 掲載予定の地域情報・広告案
  - オ 刊行物の紙質、ページ数（概算）
  - カ 編集計画及び編集体制
  - キ 戸別配布の方法
  - ク 当該事業と同様の実績の有無
  - ケ 作業工程案
- (2) 提出期限：令和7年9月2日（火）17時00分まで（厳守）
- (3) 提出場所：4（3）に同じ。
- (4) 提出方法：持参するものとし、郵便、信書便または電送によるものは受け付けない。
- (5) 提出制限：企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

## 8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

### (1) 企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記9評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

### (2) 開催日時及び場所等

- ア 実施内容：企画提案説明に15分、質疑応答に20分とする
- イ 開催日時：令和7年9月8日（月）から令和7年9月12日（金）までのいずれかで予定  
※ただし、事業者多数の場合は数日に分けて行うことがある。
- ウ 開催場所：和歌山市役所本庁舎（詳細については、後日通知する。）  
※ プロジェクターの使用も可能だが、提案書にない提案を新たに盛り込み説明することは認めない。なお、プロジェクター及びスクリーンは広報広聴課で用意するが、パソコン等その他必要物は各自で用意すること。

### (3) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書により通知する。

## 9 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

なお、60/100点（6割）を最低基準とする。

### (1) 企画提案書の内容（50/100点）

	評価項目	考え方	配点
組織評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切に業務を実施できる体制は十分か</li> <li>同種業務の実績はあるか</li> <li>全戸配布の方法は実現可能なものであるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業工程は無理のないものとなっているか</li> <li>同種業務のノウハウを活かし、より充実した内容となっているか</li> </ul>	20点
提案内容評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>見やすいデザインとなっているか</li> <li>行政情報と広告のレイアウトは適正であるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話番号など、市民にとって必要な情報が取り出し易くなっているか。</li> <li>広告ばかりが目立つことなく、行政情報誌としての機能が損なわれていないか</li> </ul>	20点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域情報について、具体的で創意工夫があるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の特色や魅力が分かり易くPRされているか。特に転入者にとって魅力的な企画が取り上げられているか</li> </ul>	10点
合 計			50点

### (2) 企画提案書（社会地域貢献）の内容（20/100点）

	評価項目	考え方	配点
社会地域貢献評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域経済に対して貢献しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元企業の広告を積極的に採用するなど、地域経済に貢献した内容となっているか</li> </ul>	10点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセシビリティに配慮したものであるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や視覚障害者にも視認性の高い誌面となるよう配慮されたデザインであるか</li> </ul>	10点
合 計			20点

### (3) プレゼンテーションの内容（30/100点）

評価項目	考え方	配点
取り組み姿勢	意欲的に取り組んでいることが分かるか	10点
説得力・的確性	質問に対して的確かつ論理的に回答できるか	10点
具体性	具体的に冊子のイメージを掴むことができるか	10点
合 計		30点

※評価結果が同点となった場合は、企画提案書の内容の「(1) 企画提案の内容」（計50点）につ

いて、最も高い提案者を受託候補者とする。それでもなお、同点の場合は、くじ引きにより選定する。

## 10 日程

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| 1) プロポーザル参加募集開始           | 令和7年7月28日(月)                           |
| (2) 参加資格確認申請書受付           | 令和7年8月6日(水) 17時00分まで                   |
| (3) 参加資格確認通知書送付           | 令和7年8月8日(金)                            |
| (4) 質問受付                  | 令和7年8月19日(火) 17時00分まで                  |
| (5) 企画提案書提出               | 令和7年9月2日(火) 17時00分まで                   |
| (6) 企画提案評価<br>(プレゼンテーション) | 令和7年9月8日(月)～令和7年9月12日(金)の<br>いずれか1日を予定 |
| (7) 結果通知                  | 評価終了後、3日前後(土日祝は含めない)で発送予定              |
| (8) 契約締結                  | 令和7年10月上旬予定                            |

## 11 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの

## 12 契約に関する事項

- (1) 契約保証金  
不要である。
- (2) 契約書作成の要否  
必要である。

## 13 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、受託候補者の特定以外には提案者に無断で使用しない。  
る。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者として特定する。
- (6) 受託候補者特定後、受託候補者と和歌山市との協議により、仕様書の内容に変更が発生する場合もありうる。
- (7) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報誌等で公表する場合もある。

- (8) 申込書類の著作権は申込者に帰属するが、和歌山市が本件の選定の公表等に必要な場合には、和歌山市は申込書類の著作権を無償で使用できることとする。
- (9) 申込書類は、和歌山市情報公開条例の定めるところにより、開示される場合がある。
- (10) 市は、この要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて協働発行业者と協議のうえ定める。